

小雀小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

Ⅰ いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめとし、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会の願いであり、豊かな未来の現実に向けて最も大切なことである。子どもは人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが

安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への障害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ①いじめはどの集団にも、どの学校にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であるという認識をもつ。
- ②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

- ・「いじめ防止対策委員会」の構成員は、管理職、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、当該児童の担任、養護教諭等によって構成する。必要に応じて心理や福祉等の専門家に参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ執行的にいじめの問題に取り組む中核の役割りを担うものである。具体的には次の活動内容がある。

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等の係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事実対処

(1) いじめの未然防止

- ・だれもが安心して生活できるいじめがない子ども社会をつくるために、児童の主体的な取組を運営委員会などを活用して実践できるように支援する。
- ・教師は、どの子にもわかりやすい授業を心がけ、自己肯定感や充実感を得られる授業を実践する。授業研究会、幼稚園・保育園との連携、中学校の授業参観を通して、研鑽を積む。
- ・「小雀スタンダード」に基づき、全教職員がどの子に対しても同じ指導、支援を行うことで、子どもが規則正しい態度で学校生活や授業、行事に取り組めるようにする。
- ・教育活動を通じた人権教育、道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな情操と道徳心を培い心の通う人間感覚を構築する能力を養っていく。
- ・学級での集団づくり、及び、他学年との「たてわり活動」を通して、相手の気持ちや立場を意識した自主的な子どもの活動に教師が積極的にかかわり、適切な指導、支援にあたる。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行う。また、年3回「YP アセスメント」を用いた支援検討会を行い、子どもや学級の社会的スキルの育成状況を把握し、指導プログラムを実践したり、プログラムの考え方を教科等の授業に取り入れたりする。

(2) いじめの早期発見

- ・児童理解、情報共有、組織対応、保護者との連携について、いじめの定義理解を含む事例研修を計画的に行う。
- ・毎月のいじめ防止対策委員会での情報共有、及び、日常における子どもに関する情報交換において、気

になる子ども、配慮を要する子どもを全職員で共有する。

- ・定期的なアンケート(いじめ解決一斉キャンペーンのアンケート・学校生活アンケート)を行い、結果や子どもの実態に応じて、担任や児童支援専任、養護教諭が聞き取りを行い、指導、支援にあたる。
- ・「教育相談」(個人面談)を年間計画(3回)に位置付け、実施する。必要に応じて、スクールカウンセラー、地域療育センター、こども家庭支援課、児童相談所等の諸機関につなぐ。
- ・インターネット(SNS)を通じたいじめについて、情報モラル教育の推進による児童の意識向上、及び教職員研修や保護者への啓発に努める。
- ・児童の様子の変化や危険信号を見逃さないよう保護者や地域、関係機関との連携を図りながら児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめが疑われる事案が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」が中心となり情報共有を行い管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認やケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。また、各教職員は、いじめに係る情報を会議録などに適切に記録する。
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事情や心情を聴取することにより、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。また保護者の気持ちをしっかり受け止め、共感的な態度で接する。
- ・いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を考え、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。また、保護者には、状況・要因・背景、学校の指導方針や見通しなどを正確に丁寧に伝え、相談や支援を行う。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守る。また、常に重大事態に発展することを想定し、保護者と協力しながら、管理職の判断で教育委員会、警察等関係機関、専門機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

- ・人権研修を行うことで、教職員が自らの人権感覚を豊かにし、誰もが安心して安全に生活できる学校・学級風土をつくる。
- ・『「いじめ」根絶!横浜メソッド』を使い、いじめの定義、原因や背景、対応と未然防止について具体的な事例を通して研修を行う。
- ・特別支援教育に関する研修を実施し、ユニバーサルデザイン、自閉症等に関する理解を深める。

(6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容
4月	年間計画と重点指導内容の確認、引継ぎ いじめの定義・児童理解研修(学級開き・人間関係づくり・学級ルール作り)
5月	「運動会」を通じた人間関係づくり いじめ早期発見のための生活アンケート(教育相談)
6月	YPアセスメント実施・分析① 教育相談①
7月	校内特別支援教育研修
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)
9月	児童理解研修
10月	YPアセスメント実施・分析② 教育相談② 「全校遠足」を通じた人間関係づくり
11月	「校内音楽会」を通じた人間関係づくり
12月	人権週間 いじめ早期発見のための生活アンケート(教育相談) 幼稚園・保育園との情報共有、連携のための連絡会
1月	YPアセスメントの実施・分析③ 教育相談③ 「小雀スタンダード」の見直し
2月	「いじめ防止基本方針」の見直し
3月	記録の整理、新年度への引き継ぎ 中学校との情報共有、連携のための連絡会
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時)

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組みの見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成26年3月11日策定

平成30年2月28日改定

令和5年3月22日改定

令和6年3月21日改訂